



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 21 日 (火)
第 8 8 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (179) (福祉監査指導課) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (180) (障がい福祉課) 2
	指定自立支援医療機関の指定 (181) (〃) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (182) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (183) (企業支援課) 3
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (2 件) (184・185) (〃) 3
	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (186) (経営支援課) 5
	県営土地改良事業計画の決定 (2 件) (187・188) (農地・水保全課) 7
	保安林の指定の解除予定 (189) (森林づくり推進課) 8
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (190) (水産課) 8
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (191) (〃) 10
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (192) (〃) 11
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (193) (中部総合事務所福祉保健局) 11
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (7) 11
◇ 調達公告	落札者の決定 (東部県税事務所) 11

告 示

鳥取県告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
薬局 紫草	米子市上福原六丁目13-30	平成29年3月1日

鳥取県告示第180号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
外科	ぼうこう又は直腸機能障害	多田陽一郎	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
〃	〃	高屋 誠吾	〃
整形外科	肢体不自由	三原 徳満	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
肝臓内科	肝臓機能障害	三好 謙一	〃
腎臓内科	じん臓機能障害	福井 毅頭	〃
神経内科	肢体不自由	檜垣 雄治	米子市上後藤三丁目5-1 養和病院

鳥取県告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
福井 甫	米子市皆生五丁目 17-85	医療法人社団ふく い内科クリニック	米子市上福原二丁 目17-20	更生医療（じん臓（腹 膜透析療法に限る。）	平成29年4 月1日

鳥取県告示第182号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	平成29年 4 月 24 日 (月)	午前10時から午後 3 時まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	平成29年 4 月 27 日 (木)	〃	〃
〃	平成29年 5 月 9 日 (火)	〃	〃
〃	平成29年 5 月 12 日 (金)	〃	〃
〃	平成29年 5 月 16 日 (火)	〃	〃
〃	平成29年 5 月 19 日 (金)	〃	〃

鳥取県告示第183号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取 A P I 鳥取市叶303-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
いなば商事株式会社 鳥取市里仁90-2 代表取締役 安住 学
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 いなば商事株式会社 代表取締役 安住 庸雄
変更後 いなば商事株式会社 代表取締役 安住 学
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の住所
変更前 いなば商事株式会社 鳥取市叶306
変更後 いなば商事株式会社 鳥取市里仁90-2
- 4 変更年月日
 - (1) 平成28年 6 月 30 日
 - (2) 平成28年 7 月 15 日
- 5 届出年月日
平成29年 3 月 13 日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成29年 3 月 21 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス伯耆店 西伯郡伯耆町大殿字北龍光田950ほか
- 2 承継された店舗面積
1,711平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
代表取締役 藤田 勝幸
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
N T Tファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目2-70
代表取締役 坂井 義清
- 5 承継があった年月日
平成28年10月19日
- 6 届出年月日
平成29年3月10日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成29年3月21日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び伯耆町企画課

鳥取県告示第185号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
やよいデパート 米子市角盤町一丁目168
- 2 承継された店舗面積
6,206平方メートル
- 3 承継をする前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
協同組合やよいデパート 米子市角盤町一丁目168
破産管財人弁護士 太田 正志
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社アバロン 米子市加茂町二丁目66-2
代表取締役 山根 宗吉
- 5 承継があった年月日
平成28年12月27日
- 6 届出年月日
平成29年3月8日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成29年3月21日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第186号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1 規則第3条第1項の利子補給率				1 規則第3条第1項の利子補給率			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化金融通法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 規則別表第1号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.65 パーセント</u>	1 規則別表第1号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.55 パーセント</u>
2 規則別表第2号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.65 パーセント</u>	2 規則別表第2号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.55 パーセント</u>

3 規則別表第 3 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.65 パーセント</u>	3 規則別表第 3 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.55 パーセント</u>
4 規則別表第 4 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.65 パーセント</u>	4 規則別表第 4 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.55 パーセント</u>
5 規則別表第 5 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント			5 規則別表第 5 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント		
6 規則別表第 6 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント			6 規則別表第 6 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント		
7 規則別表第 7 号に掲げる資金		年 1.30 パーセント	<u>年 0.65 パーセント</u>	7 規則別表第 7 号に掲げる資金		年 1.30 パーセント	<u>年 0.55 パーセント</u>
8 規則別表第 8 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.65 パーセント</u>	8 規則別表第 8 号に掲げる資金	年 1.30 パーセント	年 1.30 パーセント	<u>年 0.55 パーセント</u>

2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率

利子補給率を上乘せする資金	上乘せする率
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 0.10 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.10 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13年</u> を超え <u>14年</u> 以内であ	<u>年 0.11 パーセント</u>

2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率

利子補給率を上乘せする資金	上乘せする率
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> 以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住地を所管する市町村（以下「市村」という。）が年 0.10 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.10 パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>12年</u> を超え <u>13年</u> 以内であ	<u>年 0.115 パーセント</u>

るものに限る。)のうち市町村が年0.11パーセントの割合で利子補給金を交付するもの		るものに限る。)のうち市町村が年0.115パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.125パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.125パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金(償還期限が13年を超え15年以内であるものに限る。)のうち市町村が年0.175パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.175パーセント
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年0.15パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.15パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金のうち市町村が年0.20パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.20パーセント

鳥取県告示第187号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業 西谷地区 ため池等整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年3月21日から同年4月10日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第188号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(農村地域防災減災事業 般若・般若区有地区 ため池等整備)に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年3月21日から同年4月10日まで
- 3 縦覧に供する場所

倉吉市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第189号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町二部字柿ノコ埧462の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第190号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成29年3月21日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成29年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化資金金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号ま	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号及び第10号までに掲げる者（同項	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号及び第10号までに掲げる者（同項		法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号及び第10号までに掲げる者（同項	漁業近代化資金金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号ま	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号及び第10号までに掲げる者（同項	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号及び第10号までに掲げる者（同項

	でに掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 1 号から 第 5 号 まで及 び第 10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44 年政 令 第 209 号。 以 下 「令」 とい う。) 第 1 条 第 3 号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合	5 条に 規定す る団体 に 限 る。) に貸し 付ける 場合		第 10 号 に掲げ る者に あつて は、令 第 5 条 に規定 する団 体を除 く。) に貸し 付ける 場合	げる者 にあつ ては、 令第 5 条に規 定する 団 体 を 除 く。) に貸し 付ける 場合		でに掲 げる融 資機関 が、同 条第 1 項第 1 号から 第 5 号 まで及 び第 10 号に掲 げる者 (漁業 近代化 資金融 通法施 行 令 (昭和 44 年政 令 第 209 号。 以 下 「令」 とい う。) 第 1 条 第 3 号 に規定 する団 体に限 る。) に貸し 付ける 場合	5 条に 規定す る団体 に 限 る。) に貸し 付ける 場合		第 10 号 に掲げ る者に あつて は、令 第 5 条 に規定 する団 体を除 く。) に貸し 付ける 場合	げる者 にあつ ては、 令第 5 条に規 定する 団 体 を 除 く。) に貸し 付ける 場合
略						略					
4 規則 別表第 3 号に 掲げる 資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	年 <u>0.65</u> パー セン ト	年 <u>0.65</u> パー セン ト	4 規則 別表第 3 号に 掲げる 資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	年 <u>0.55</u> パー セン ト	年 <u>0.55</u> パー セン ト
5 規則 別表第 4 号に 掲げる 資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	年 <u>0.65</u> パー セン ト	年 <u>0.65</u> パー セン ト	5 規則 別表第 4 号に 掲げる 資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	年 <u>0.55</u> パー セン ト	年 <u>0.55</u> パー セン ト

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 16.6%;">8 規則別表第 7 号に掲げる資金</td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;">年 1.30 パー セン ト</td> <td style="width: 16.6%;"><u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> <td style="width: 16.6%;"><u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> </tr> <tr> <td>9 規則別表第 8 号に掲げる資金</td> <td>年 1.30 パー セン ト</td> <td>年 1.10 パー セン ト</td> <td>年 1.30 パー セン ト</td> <td><u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> <td><u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> </tr> </table> <p>2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 60%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 40%;">上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 0.15 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年 0.15 パーセン <u>ト</u></td> </tr> </table>	略						8 規則別表第 7 号に掲げる資金			年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	9 規則別表第 8 号に掲げる資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 0.15 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.15 パーセン <u>ト</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 16.6%;">8 規則別表第 7 号に掲げる資金</td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;"></td> <td style="width: 16.6%;">年 1.30 パー セン ト</td> <td style="width: 16.6%;"><u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> <td style="width: 16.6%;"><u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> </tr> <tr> <td>9 規則別表第 8 号に掲げる資金</td> <td>年 1.30 パー セン ト</td> <td>年 1.10 パー セン ト</td> <td>年 1.30 パー セン ト</td> <td><u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> <td><u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u></td> </tr> </table> <p>2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 60%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 40%;">上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 0.20 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年 0.20 パーセン <u>ト</u></td> </tr> </table>	略						8 規則別表第 7 号に掲げる資金			年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	9 規則別表第 8 号に掲げる資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 0.20 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.20 パーセン <u>ト</u>
略																																													
8 規則別表第 7 号に掲げる資金			年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>																																								
9 規則別表第 8 号に掲げる資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.65</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>																																								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																																												
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 0.15 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.15 パーセン <u>ト</u>																																												
略																																													
8 規則別表第 7 号に掲げる資金			年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>																																								
9 規則別表第 8 号に掲げる資金	年 1.30 パー セン ト	年 1.10 パー セン ト	年 1.30 パー セン ト	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>	<u>年</u> <u>0.55</u> <u>パー</u> <u>セン</u> <u>ト</u>																																								
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																																												
規則別表第 3 号又は第 4 号に掲げる資金のうち当該資金を借り受けた者の所在地を所管する市町村が年 0.20 パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.20 パーセン <u>ト</u>																																												

鳥取県告示第 191 号

平成 8 年鳥取県告示第 252 号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 21 日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成 29 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第 3 号の資金	年 0.30 パーセント	年 1.30 パーセント	規則別表第 3 号の資金	年 0.40 パーセント	年 1.30 パーセント
規則別表第 7 号の資金	年 0.950 <u>パーセン</u> <u>ト</u>	年 0.650 パーセント	規則別表第 7 号の資金	年 1.050 <u>パーセン</u> <u>ト</u>	年 0.650 パーセント
その他の資金	年 0.30 パーセント	年 1.30 パーセント	その他の資金	年 0.40 パーセント	年 1.30 パーセント

鳥取県告示第 192 号

平成 8 年鳥取県告示第 251 号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 3 月 21 日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成 29 年 3 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年0.30パーセント	年1.30パーセント	年0.40パーセント	年1.30パーセント

鳥取県告示第193号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月21日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
有限会社ホームケアアィム	倉吉市明治町1037-4	有限会社ホームケアアィム	倉吉市明治町1037-4	居宅介護、重度訪問介護	平成29年4月10日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第7号**

平成29年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年3月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 日時 平成29年3月22日（水） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 議題
 - 平成29年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
 - その他

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月21日

鳥取県東部県税事務所長 明 里 利 彦

- 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給
予定使用電力量（供給期間総計）2,716,740キロワット時
- 契 約 方 式 一般競争入札
- 落 札 日 平成29年2月28日
- 落札者の名称及び所在地 中国電力株式会社鳥取営業所
鳥取市新品治町1-6

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 5 落札金額 | 16,983,110円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年1月13日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県東部県税事務所課税課
鳥取市立川町六丁目176 |